


相楽児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	京都府	
申請主体名：	木津川市	
区域の範囲：	木津川市の全域	
特区の概要：	<p>本市では、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの設置が急務であるが、設置要件のうち、施設内調理による給食提供の実施は費用・管理面の負担が過大となり、障壁となっている。</p> <p>このため、本特例措置を活用し調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保を図り、節減された経費等を利用することで、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



施設内の様子



療育の様子